

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第60号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年3月1日 05時20分ごろ	
発生場所	兵庫県阪神港尼崎西宮芦屋第1区名生工業株式会社専用岸壁 尼崎西防波堤灯台から真方位045° 2,120m付近 (概位 北緯34° 41.9′ 東経135° 23.6′)	
事故等調査の経過	平成22年4月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 押船 第十五^{ほうえい}豊栄丸、297トン 137023、有限会社豊栄海運</p> <p>B バージ^{ほうりゅう}豊隆、81.37m なし、有限会社豊栄海運</p>	
乗組員等に関する情報	A 船長、四級海技士（航海） B なし	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 左舷側ビルジキールが曲損	
事故等の経過	A船は、船長ほか5人が乗り組み、B船を押し、A船押船列（以下「A船押船列」という。）を構成して船首約2.5m、船尾約4.0mの喫水で、阪神港尼崎西宮芦屋第1区の専用岸壁（岸壁の前側水深約2.8メートル）において着岸作業の際、手動操舵により機関を中立として惰力で航行中、風に圧流され、平成22年3月1日05時20分ごろ、船底に衝撃を感じた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船押船列は、阪神港尼崎西宮芦屋第1区の専用岸壁で着岸作業中、手動操舵により機関を中立として惰力で航行していたとき、風に圧流されたため、浅所に乗り揚げた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が、阪神港尼崎西宮芦屋第1区の専用岸壁で着岸作業中、風に圧流されたため、A船押船列が浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	